

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年7月12日（月） 14:29～15:48

2. 出席者

【顧問】

河野部会長、阿部顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、

鈴木雅和顧問、中村顧問、平口顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、

萬上環境影響評価係長、工藤環境審査係 他

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について

①日立サステナブルエナジー株式会社\*（仮称）京ヶ森風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮城県知事意見の説明

（\*令和3年7月1日より「HSE株式会社」に社名変更になっているが、方法書届出時の社名とした。）

②ENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメント株式会社（仮称）山

形尾花沢風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、山形県知事意見の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価方法書の審査について

①日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)京ヶ森風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮城県知事意見について、質疑応答を行った。

②ENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメント株式会社「(仮称)山形尾花沢風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、山形県知事意見について、質疑応答と審議を行った。

(3) 閉会の辞

## 5. 質疑応答

(1) 日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 京ヶ森風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮城県知事意見＞

○顧問 それでは、最初の案件は、日立サステナブルエナジー株式会社、コンサルは建設環境研究所、京ヶ森風力発電事業環境影響評価方法書についてでございます。

先生方から御意見をいただく前に、私の方から事務局と事業者にちょっとお尋ねしたいことがあります。

方法書を配付していただきましたけれども、方法書については、図書が令和2年12月の日付になっています。電子ファイルのPDF版は令和3年1月になっています。この違いはどのようなことでしょうか。説明をお願いします。事務局は確認できていますでしょうか。方法書、印刷物は12月、電子ファイルは1月になっている。この経緯の説明をお願いします。方法書本体の話です。

○経済産業省 方法書本体と電子媒体の日付が違っているということでございますね。

ちょっと事務局の方でよく確認ができていなかったようでございますので、確認しております。事業者の方は何かございますでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。この日付といいますか年月の違いにつきましては、当初、令和2年12月に一度届出という形で縦覧を開始いたしました。その後、縦覧図書に一部抜けている箇所がございまして、これについて追加という形になりましたので、令和3年1月に再縦覧しました。ですので、お送りしました電子媒体の日付につきましては、最新版ということで令和3年1月になってございます。

○顧問 そうすると、修正箇所があるということですね。我々はそれを聞いていません。

○事業者 こちら、修正版につきましては、追加資料という形で別に提示させていただいております。

○顧問 PDF版の中にそれが入っているということですか。

○事業者 入ってございます。

○顧問 先生方、お気づきでしたか。ちょっと私は分からなかったのです。気がついていなかったのですけれども。事務局は分かっていたのですか。

○経済産業省 こちらの件なのですけれども、今確認が取れまして、令和2年12月の方に届出書が出ておりまして、今、事業者からおっしゃっていただいた経緯を基に取下げ

書が一回出ていて、その後また再度、令和3年1月28日付で届出書が出ているので、電子媒体でお渡しした方が全ての修正点が反映されたバージョンのものとなっております。

○顧問 分かりました。そうしたら、私には方法書が来ていないので、取り下げたバージョンのものしか来ていませんので、印刷物を送ってください。

○経済産業省 承知いたしました。至急、紙媒体の方をお送りしたいと思います。

○事業者 建設環境研究所です。主な修正箇所としましては、一部、一般意見の方の部分が抜けていたということでごさいます、その部分について追加しているところでごさいます。それ以外については、内容は変わっていないというところとなっております。

○顧問 分かりました。それでは、先生方、いかがでしょうか。これは先日の女川石巻とほぼ重なっている事業計画でごさいます。オリックスとは協議中ということなのですが、系統連系のお話を私から聞きまして、両方とも系統連系のお話ができているということで、両方とも契約する可能性があるのですね。事業者はどうなのでしょう。

○事業者 日立サステナブルエナジーです。系統連系につきましては、おっしゃるように両方とも持っているというのであれば契約はできると思いますが、実際問題、風車位置に関しましてはかなり重複している箇所がごさいますので、どちらかが一方でしかできない、若しくはすみ分けてやるということになるかとは思っています。その点につきまして、継続的にオリックスとは協議をしているという状況でごさいます。

○顧問 分かりました。何となく、それぞれ折り合わない就先へ全然進まないということになりますね。できるだけ早く協議をしていただいて、すみ分けするなり、どちらかが撤退するなり、判断をしていただく必要があるかと思えます。

先生方、いかがでしょうか。動物関係の先生、お願いします。

○顧問 2点お尋ねしたいのですけれども、補足説明資料の37番、25ページです。まず私からは、コウモリの高度別飛翔調査地点ということで、1か所では足りないのではないかと質問をして、この1地点を代表として十分把握できるのではないかと回答だった。また、それに追加してほかの顧問からも52番ですか、質問が出ていましたけれども、1地点しかしていないと、代表かどうかというのは全く分からないわけですよ。1つは、コウモリ類は移動経路として利用する可能性がある作業道とかそういったものがあるために、多くのコウモリが利用すると考えておりますというお話ですが、もちろん移動経路でいいところを選んだという考え方もありましようけれども、コウモリは恐らく飛翔昆虫の密度なり昆虫相の違いによって、そこを餌場とするかどうかとい

うことが決まると思うのです。そうしますと、植生の違いで飛翔昆虫相も変わってくるのではないかというのが容易に想像されます。極端に言うと、この対象事業実施区域では大きく植林地と広葉樹二次林という植生の違いがあるようではございますけれども、また、もし開放地があるとするならば、その上空ではまた違ったコウモリの高度別の飛翔が見られるのではないかというのが想像できるのですが、そういったことも含めて再度検討されてはどうかと思います。それが1点です。よろしくお願いします。

○顧問 事業者の方、いかがですか。

○事業者 建設環境研究所です。こちらの方としましても、基本的に風況ポール等につけた高度別の飛翔調査地点というような形で設定しておりますが、その他、今の御意見を参考に、植林等もございまして、もしかしたら場所によっては伐採とかがまた進んで環境が変わっているところもあると思いますので、その辺も含めまして現地を確認した上で、草地環境であるとかそういうところでも、高度を稼いだ形での調査ができるような工夫等をしながら、ほかの環境での生息状況については把握したいと考えております。

○顧問 分かりました。よろしくお願いします。もう一点、いろいろ住民意見なり、県知事の意見もそうでしょうけれども、イヌワシが生息するか否かというのに非常に重点を置いているということがありまして、やはりイヌワシの存在、イヌワシがいるかいないかをしっかりと把握できるかどうかというのも1つの現地調査の結果として重要な意味を持つのではないかと思うのです。そういった観点から見まして、例えば方法書の367ページに希少猛禽類の調査地点が図示してあるところがあるのですが、どうも、対象事業実施区域を取り囲むように、周りの調査地点というのは均等に配置してあるように見えるのですが、実際の風車設置予定地域の中には希少猛禽類の調査地点を1か所しか設けていない。周囲の調査地点から見て、もしイヌワシが現われた場合、どのように飛翔しているというのは恐らく分かるかもしれませんが、やはり対象事業実施区域内をどう移動したかとかというのは、もう少し中心部分に調査点を配置してもいいのではないかというような気がしますが、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。今いただいた意見は、確かに対象事業実施区域内について、先日、実は猛禽類協議会を開催いたしまして、この中でも専門家の方から、特に北側の方面とかが少し観察の方が薄いのではないかというような御意見もいただきました。あと、その他、今現在、地元の有識者の方々からもイヌワシの生息情報についてい

いろいろと御意見を伺っているところですので、その辺も踏まえてもう一度設定し直すということで、今現在検討中でございます。

○顧問 分かりました。よろしくお願いします。

○顧問 水関係の先生、いかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料の42番です。万石浦等の調査について、これはオリックスについても同じような質問をさせていただいたのですが、県知事意見にも出ておりましたが、ラムサール条約の潜在候補地であるということで、この地点の鳥の調査をもう少し重点的にされる必要があるのではないかと思います。特にこの対象事業実施区域を挟んで、万石浦と北側の長面浦、あるいは追波湾の河口域を鳥が行き来して飛翔している可能性があるのではないかとのおそれがありますので、こういった観点からの調査を是非お考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。今いただきました意見について、まず、もともとの渡り鳥調査であるとか猛禽調査でも示しておりますように、一応、北上川の河口域、若しくは万石浦につきましても、その辺の動きを見るような形の地点配置になっておりますが、確かに御意見がありますとおり、今後ほかの一般鳥類も含めまして、選定していく中ではいろいろな配置を考えたいと思っております。こちらは今現在、猛禽類協議会の方でもいろいろと御意見をいただいているところございまして、検討中でございます。ただ、万石浦につきましても、調べましたところ、底生動物についての重要性から、重要な湿地ということですが、鳥獣保護区ということもございまして、そこら辺を含めて検討していきたいと考えております。

○顧問 是非お願いします。

○顧問 生物関係の先生、お願いします。

○顧問 事前にコメントを出していなかったのですが、確認をしたいのですが、方法書の方の374ページに生態系の調査方法が出ておまして、今回、典型性の方は森林性鳥類を選定されていて、餌資源ということで、糞トラップと、シードトラップを設けて種子を調べるということで書いてあるのですが、この糞トラップ、シードトラップの調査時期というのが春から夏の期間の1か月間と書いてあるのですが、種子というのは普通秋に落ちるような気がするのですが、こういった餌を想定されているか、ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○事業者 季節につきまして、まず、糞トラップにつきましても、基本的には繁殖時期

の昆虫食であるとかその辺があるのですけれども、その他、確かにシードトラップという意味で考えれば、結実時期ということで考えれば、晩夏から秋ということもございまずので、この辺は調査時期をもう一度改めて検討していきたいと考えております。基本的に今示しています時期につきましては、どちらかというところと糞トラップとしての時期というような位置づけになろうかと思っております。

○顧問 分かりました。一応、糞トラップ、シードトラップという想定であれば、それぞれ春夏の時期と、もう一つは秋の時期に、基本的には置いた方がいい。あとは森林性鳥類でこういった餌を想定されているのかというのを十分整理して、適した時期に調査を行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 承知いたしました。鳥類の生息状況も踏まえまして、餌資源のターゲットを検討していきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

○顧問 よろしく願いします。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。水関係、よろしいですか。

○顧問 ちょっと細かいことの確認なのですが、補足説明資料の31番の搬入路に関する件で、水質調査地点W5の西側に新たに水質調査地点を検討していただけるということ、どうもありがとうございます。西側のどこにするかはこれから検討されるのだと思いますが、方法書353ページの水質調査地点の図を見ると、搬入路の西側に普通河川の緑色の線が見えています。この上流域ぐらいに設定されるようなイメージでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。只今いただきました意見については、W5の西側ということで方針を示しましたが、基本的に南側の搬入路の改変を想定しているエリア自体が万石浦側の方に流れ込むような流域になってございますので、どちらかというところの方に調査地点の設定を考えたいと考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。この案件ですけれども、京ヶ森と女川石巻と対象事業実施区域が重なっているということで、この協議の結果によっては、方法書の内容が大分変わる可能性があるのかというような予測もできます。準備書の段階、どのレベルで準備書にするのか、よく分かりませんが、できるだけ改変区域なり風車の配置の協議が調ってから準備書を出していただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 日立サステナブルエナジーです。その点につきましても、今後、他事業者と

協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○顧問 両者協議中で、ほぼ同じ時期に調査が行われて、ほぼ同じ頃、また準備書が出てくる可能性があるのですけれども、二重に審査することになるので、できれば準備書提出段階では協議が整っているという状況を期待したいと強く願います。

造成関係の先生、御意見ありますか。

○顧問 今、先生がおっしゃったとおりだと思います。準備書までお待ちします。

○顧問 よろしいでしょうか。騒音関係の先生、お願いします。

○顧問 補足説明資料、大体オーケーということで、特に問題はないかと思っています。小さいことでちょっと聞きたいことがあります。補足説明資料の15ページに、環境騒音・残留騒音の調査地点S-6というのが書いてあります。これは私もちょっと質問したのですけれども、この場所は建設機械の稼働に伴う騒音だけを調査、予測評価する場所という理解でよろしいのでしょうか。どうぞ。

○事業者 建設環境研究所です。一応、風車からの距離が近いところとして選んでいるのはこちらS-1とS-2になっておりまして、こちらは接続する道路から距離が近いということで、建設機械を想定した環境騒音ということで設定している地点でございます。

○顧問 S-6というのは建設機械の稼働と書いてありましたが、写真は老人ホームと書いてあるのですが、特にここに対する配慮をしているという理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 老人ホームがあるのも含めての選定になりますが、基本的には建設機械の稼働、工事中の音を想定しております。

○顧問 次に、知事意見の中に、騒音については、宮城県知事意見はいつもこれが入ってくるのですけれども、WHOのガイドラインを参考にしてほしいという意見が入っています。これに対する対応はどのようにされる予定でしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。一応、知事意見として出されておりますので、WHOと比較するとこうなるといった参考としてはお示ししようかと考えております。ただ、検討して結果がどうなるかというのは、やってみないことには分からないのですけれども、現況プラス5という環境省の指針と違って、L d e nで45でしたか、数字で決められていますので、現況の音が大きいとそれを超えてしまうことは十分にありますので、その辺、現況と比べてこうなっている、現況がこうだからといったものも踏まえて、ちょっと考察をしていきたいと思っております。

○顧問　WHOのガイドラインというのは風車騒音が対象ということなので、多分、私は、風車単独の寄与の部分だけについて、昼間12時間、夕方4時間、夜間8時間、それぞれの重みをつけた数字を出してやればいいのかと思っています。あと、ちょっと注意しないといけないのは、ヨーロッパでいう時間の考え方です。昼、夜の時間帯の長さ。これが今言いましたように、昼は12時間、夕は4時間、夜間は8時間なのですけれども、日本の航空機騒音の環境基準で採用しているL d e nは、昼間12時間、夕方が3時間、夜間が9時間ということで、ちょっとヨーロッパと日本の考え方は違います。この辺りは仮に参考値として算定する場合には、前提はこのようにするということをきっちり書かれた方がいいと思います。これはコメントです。

○事業者　いただいた非常に貴重な意見を参考に準備書の方を作成したいと思っております。

○顧問　よろしいでしょうか。

○経済産業省　すみません、事務局より1点よろしいでしょうか。

○顧問　お願いします。

○経済産業省　本日、植物関係の先生が授業のため御都合がつかず御欠席とのことだったのです。事業者の方にはもう既に、今日お伝えいただきたいということでコメントをメールで伝えさせていただいておりますが、この場で口頭でもお話し申し上げたいと思います。

まず、方法書87ページから94ページの現存植生図、植生自然度図において、環境省の植生図とは別に植生判読図を作成されていますので、植生概要のところ「植生判読図（植生粗図）を図3.1-20に示す」とするだけでなく、使用した航空写真の撮影年を明記した上で、環境省植生図との植生配分の違いについて簡潔に示されてはいかがでしょうか、という御指摘がございました。

また、環境省植生図と比較すると、アオハダモミ群落に対応すると思われるモミ群落の面積が大きく縮小するなど、両植生図は植生の配分状況が大きく異なっているところがございます。判読図の方が情報としては新しいものでございますので、どちらかの植生図に判読間違いがなければ、環境省植生図が描かれた当時とは植生が変化していると推測されます。判読図の方がより現況を表しているとする、植生自然度図も判読図から作成したものを並列して示されてはいかがでしょうか、ということでございました。

また、370ページから371ページの植物の調査方法におきまして、ブラウナーブランケ

の植物社会学的方法はコドラート法の一つであります。方形区枠は設定せず植分の広がりによって調査するために不定形となるのが大きな特徴です。表6.2-17の文章表現を御検討願います、というところでございます。

以上、御検討いただければ幸いです。

○顧問 事業者、コンサルの方、よろしいですね。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 大きな意見はもうないかと思いますが、知事意見で、女川石巻と同じですが、イヌワシに関わる場所については協議会とか地元のNPOとの協議というようなキーワードが幾つか並んでいますので、準備書までの間に事業計画を煮詰めていただいて、こういった地元との話し合いの場もできるだけ活用して、準備書に向けて作業を進めていっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。いただきました意見を参考にしながら今後進めていきたいと思っております。今現在、猛禽類協議会につきましては6月21日に既に開催しております。今後引き続き、地元のNPOの方々、若しくは学識経験者の方から意見をいただきながら進めていきたいと考えてございます。

○顧問 一つお願いなのですが、猛禽類協議会とお話し合いができているということなので、イヌワシが大体どの辺を中心に出てくるのか、どの辺が主な生息域になっているのかという情報があったら、準備書の段階ではできるだけそういった情報も分かる範囲で、開示が可能な範囲で出していただければと思います。

○事業者 準備書では、現地調査並びに地元有識者からいただいた意見も踏まえまして、その辺については可能な範囲で掲載したいと考えております。

○顧問 よろしくお願いたします。先生方からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ここで締めさせていただきます、事務局へお返しします。

○経済産業省 事業者の皆様方におかれましては、これまで顧問からいただきました御意見を踏まえまして、準備書の方を対応いただければと思います。

それでは、これをもちまして京ヶ森風力発電事業方法書の審査の方を終了させていただきます。

(2) ENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメント株式会社「(仮称)山形尾花沢風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、山形県知事意見＞

○顧問　それでは、本日の2件目ですが、ENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメントと、コンサルは建設環境研究所ですが、山形尾花沢風力発電事業環境影響評価方法書について議論を始めたいと思います。

口火ですが、補足説明資料の35ページに、4基建てる予定なのですが、まだ具体的な予定地が特定されていない状況なのです。大体このエリアに建てるという図はもっているのですが、その建てる予定地域が農振地域になっていますよね。これの協議の状況というか、地元の自治体、ここに建ててもいいという状況になっているのでしょうか。今のところどんな感じでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

○事業者　建設環境研究所です。現在のところ、尾花沢市の農林課と意見交換をしております。現在、その作業をしております。その後、具体的に改変する場所を示して、今後具体的な風車設置予定位置を決定していく方針でございます。

○顧問　それは分かるのだけれども、具体的に建てられるのか建てられないのかという質問をしているのです。

○事業者　そこにつきまして、今後相談をさせていただければと思っています。

○顧問　ということは、現状では先に進めるかどうかはまだよく分からない状況であるということよろしいですか。

○事業者　今のところ、打合せをさせていただいて、その後、建てられる範囲を絞っていきます。

○顧問　そういう状況だと、改変の程度とか、どの辺が改変になるのかもよく分からないということで、方法書としての議論がなかなか的確にはできかねる状況にあります。準備書の段階でまた手戻り的な意見が出る可能性を覚悟していただくしかないかという状況ですかね。

○事業者　承知いたしました。

○顧問　造成関係の先生、いかがでしょうか。

○顧問　35番に改変内容の提示についてという質問を出したのですが、私分からないのは、言葉は悪いのですが、4基の配置でどうして今の段階でこれだけ不確定なのかということです。そういう意味で、方法書として申請する時期として本当に適切なかどうかという根本のところがよく疑問です。結果的には準備書で指摘する以外には、現時点では何の質問も指摘もございません。

○顧問 アセスは先に進むことしか考えていなくて、止めることもできないし、差戻しということもできないという制度上の問題があります。いずれにしても、アセスの制度の基本的な姿勢として、やはりある程度めどが立って、変更の場所、その程度というのがある程度目安ができないと、方法書のまともな議論ができないかという問題点がありますので、その辺は事業者としてもやはりよくよく考えていただきたい。書類を出せばいいという問題ではないということです。制度上の問題として根本的に、事務局もこの辺、こういう案件が多いので、もう少し制度設計をやっている部門と話し合いをして、もうちょっとまともな議論ができるような制度に見直しをする機会に来ているのではないかと思います。これは建設環境研究所が答える問題ではなくて事業者が答える問題です。

そのほか、先生方で御意見はございますか。水関係の先生、お願いします。

○顧問 濁りのところで少し意見を言いたいのですが、補足説明資料の25番と26番、ページにすると20ページ、21ページのところで、大谷地沼のことについて少し御質問させていただきました。大谷地沼が水の濁り等の調査地点になっているということで、ただ、沼、池等の濁りの調査をすると言ったときにどうするのかということ。それから、地形等から沼への水の出入りが明確になっているのかどうか分らなかったのも、少しお伺いしました。その結果で、出ていく方は水路、側溝みたいなものがあるということでしたけれども、入ってくる方は明確な沢筋等はないということでした。かつ、管理者の方も、管理者はいるのだけれども、水位の管理等はなされていないような感じ、現在農業、あるいはほかのところにもあまり使われていないような沼という返事はお聞きしています。そういうときに予測までできるのかというのが1つです。ただ、個人的には、現状の観測をしっかりとしてほしいと感じております。事業者の方でどのように考えておられるか、少しお話を聞きたいと思います。

○事業者 建設環境研究所です。まず、予測につきましては、現在のところ流入する場所がまだ明らかになっておりませんので、流入先を今後の調査で明らかにしまして、その流入地点における水の濁りについて調査する方針でございます。場所につきましても、現在、風車設置検討範囲から大谷地沼に、地形上、そこまで水が流れるような地形ではございません。あと、補足説明資料に大谷地沼から流れる排水路を図示したものがございます。補足説明資料の12ページを御覧ください。そこには大谷地沼を横切りますように三面側溝、素掘側溝がございますので、風車の設置検討範囲から大谷地沼に濁水

が流れるようなことはまず考えられないのですけれども、そういうことがないように、まず設計の方をしっかりとしていきたいと今考えている最中でございます。

○顧問 了解いたしました。ここの大谷地沼の深さとかはどれくらいなのかというのは分かりますか。諸元は。

○事業者 大谷地沼の深さにつきましては現在調査中でありまして、正確な深さについては現在把握していない状況です。今後、大谷地沼を所管しております尾花沢市の方と連携を密にしながら、大谷地沼の大きさや深さについても調査の聞き取りの方をしていきます。

○顧問 分かりました。

○顧問 よろしいですか。ちょっとついでで恐縮なのですが、動物関係の先生、ちょっと待ってください。今この図面でモトクロス場と出ていますよね。風車設置予定位置になっていますが、このモトクロス場というのはどういう位置づけになっているのですか。現況、モトクロス場はモトクロスの場として活用されているという状況ですか。

○事業者 モトクロス場につきましては、現在モトクロス場として使われておりまして、年に数回程度大会が催されているようでございます。ほとんど裸地に近い状態でして、そのところを、コースの邪魔にならないように風車を設置していこうという方針です。

○顧問 分かりました。動物関係の先生、お願いします。

○顧問 まず、補足説明資料29番、22ページなのですけれども、コウモリの高度別飛翔調査は北側1地点だけでは少ないのではないかと質問をして、北側の1地点が風車を設置する場所を代表するというので、この1地点で十分だというお答えなのです。北側と南側でちょっと離れていますよね。それで、南側は植生図を見ると、例えば水田雑草群落がありますけれども、植林とか果樹園とかという分類にされているところがあるのです。その辺も水田雑草群落のところでは風車を建てるというように決め打ちということで、北の1地点で十分代表できるというような観点なのでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。風況ポールの高度別調査の件ですけれども、今、先生がおっしゃったとおり、現状、南側の方は植林ですとか耕作放棄地といった植生が分布しているのですが、大きくいうと北側の方も植林とかそういった樹林に隣接している場所で、かつ草地だとか裸地とかそういったところが分布しているところで、代表性としては北側の1地点だけでも十分かと考えてございます。

○顧問 しょうがないか。余力があればというぐらいしか言えないけれども、代表とい

って1つだけを示して、これが全てですからこの結果を重視しますというよりかは、幾つか、やはりコウモリの移動、それから餌場等に関して、何か特徴ある箇所がある可能性もありますので、そういったものを再度検討してみたらいかがかと思っています。これはコメントとして聞いてください。

もう一つ、一般鳥類の任意観察調査というので、方法書の中に出てきたものについては把握するという事だけ書かれているのです。1つは、よくあるのですが、準備書の段階で重要鳥類に指定されたのだけれども、現地調査の段階では重要鳥類ではなかったので、確認位置は書いておりませんか、分かりませんかとかという準備書が出てきたりするのです。そういうことのないように、ある意味、任意観察とは言ってもやはり、例えば地図上に落とすとか、どういう状況であったかというのをなるべく書いていた方がいいのではないかという気がしますので、その辺は十分留意しておいていただければと思います。それがコメントの1つ。

もう一つ、方法書の植生が書かれたところで、280ページに一般鳥類の主な調査経路とかというのが書かれているのですけれども、これを見ますと、北側の、それこそ先ほど話題になったモトクロス場のところは縦横無尽にというか、結構いろいろ歩き回るようなルートになっていますが、それが南側の方になると、かなり疎な、例えば耕作放棄地であるとか、植林とか、そういったところには一切入らずに、すっと通り抜けているような感覚がこの図を見て思うのです。なぜ南側の方でこれだけ観察ルートが取れないのでしょうか。

○事業者 建設環境研究所です。今いただいた一般鳥類の調査経路についてですけれども、方法書の280ページにお示ししているのはあくまで現時点で確認できている既存道路ですとか作業道路とか、そういった確実に踏査ができる範囲を示しております、実際には現地に入りまして、もう少し密に、できるだけ網羅的に調査する予定でありますので、準備書の段階ではもう少し細かく、南側も含めてルートをお示しできるかと思えます。

○顧問 分かりました。では、そのように検討をお願いいたします。

○顧問 生物関係の先生、お願いします。

○顧問 知事意見のほうを出していただけますでしょうか。知事意見の生態系のところ、出ますでしょうか。

○経済産業省 すみません、今出しております。

○顧問 では、先に。先ほどの案件でも森林性鳥類の餌資源ということで、まず、先ほどと同じように、ガ、昆虫類、それからシードトラップということで行っていますので、こちらは春夏と計画されていますが、一応、種子、果実とかそういったものの餌を確認するためには秋が重要なのではないかと。先ほどもそういったお答えでしたので、秋の方に調査時期をもう一季設けるように御検討ください。これは先ほどの案件と同じです。

それから、知事意見で、餌資源の評価についてどの程度の精度の予測としているかというような御意見が出ております。それで、こちらの案件は先ほどの案件と違って、全体的に面積も小さいし基数も少ないということはあるのですけれども、先ほどのところで、トラップについて餌資源の調査地点を大体12地点設けているのです。この地点は調査地点が縄張りの調査をやるところに応じて4地点しか設けていなくて、それで、それぞれ植生も代表的なところで1地点ということなのですけれども、精度を考えると少し少ないかという気がするのです。それから代表性というのもちょっと疑問な点があるのですが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。お答えください。

○事業者 建設環境研究所です。生態系の調査につきましては、今回の顧問会の一次、二次の御指摘の方でも地点数については御意見をいただいております、その辺につきましては、今後調査していく中で、適宜追加というところも検討していきたいと考えております。

○顧問 ほかと比較してあまりにも精度という点で劣るような調査結果にならないように配慮して、調査地点とか、調査時期はもちろんですけれども、進めていただければと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 補足説明資料Q56で定量性についてのお話をちょっとしています。規模が小さいのと、点数、定性的に云々というような記載になっていますけれども、やはり規模が大きい小さい関係なく、小さくても小さいなりに定量性を担保する必要があると思いますので、今の顧問の意見にもありますように、それから、知事意見のどの程度の精度の予測。やはり定量性Nイコール1のデータでは何ともしようがない。そこを工夫して、何とか点数を増やすか、回数を増やすかというようなことで定量性の精度を上げるしかないと思うのです。その辺の工夫はちょっと足りないかと思います。知事意見もありますので、準備書の段階ではよくよく検討していただいて、規模の大小に関わりなく、影響評価は定量的なものになるように、できるだけ定量的な表現、予測評価ができるよう

にするというのが原則ですから、基本ですから、やはりその辺は配慮していただきたい  
と思います。

景観関係で何かございますか。大気関係の先生、出ておられますか。

○顧問 特にはないですが、県知事意見の方で銀山温泉から見えないようにということに  
努める、そういう意見がついていますので、その辺ちゃんと対応してほしいと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 あと、水関係で、知事意見でブナ源水についてはできるだけ環境影響を回避す  
る計画にすることという意見が出ていますけれども、これに関係して、水関係の先生方  
で特に御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

私から1つ確認なのですが、4基で1万7,200kWということで、単純計算すると4,300kW  
のモデルということになるのですけれども、今のところ4,300kWでいいのでしょうか。

○事業者 最大で4,300kWというところで、実際のところ、3,200kWから4,300kWの機種  
の中で、これから選定していくというところがございます。

○顧問 まだ具体的にターゲットは決まっていないということでしょうか。

○事業者 選定中ということでございます。

○顧問 分かりました。準備書ではやはり確定、できるだけ決めていただきたいと思  
います。魚類関係の先生、聞こえますか。

○顧問 補足説明資料15番のところ陸産貝類についてお答えをちょうだいしているの  
ですけれども、お答えの内容は理解できるのですが、もし可能であれば、この御検討の  
経緯を、例えば資料調査をやって、こういう種類がいました、ただし今回の改変区域に  
はこういうものがおりませんといったような重要種の観点で、可能であれば準備書で記  
載いただけると、検討の経緯がはっきりしてよろしいかと思うのですが、いかがでし  
ょうか。特に現地調査を求めているものではなくて、それから、仮に現地調査を行うとし  
ても、動物相の調査ではなくて重要種の調査であるということに対応いただければと思  
うのです。

○事業者 建設環境研究所です。御指摘いただいた点を踏まえまして、準備書の方でそ  
の辺り、検討の部分を書き込んでいきたいと思います。

○顧問 よろしく願いいたします。

○顧問 よろしいでしょうか。

○経済産業省 事務局から1点よろしいでしょうか。

○顧問　　お願いします。

○経済産業省　　本日、植物関係の先生が授業のため御参加できず、欠席となっているのですが、事業者の方にはもう既にメールでお送りさしあげているのですが、この場でもお伝えしたいと思います。

何点かございまして、まず1点目は、方法書73ページの（a）植生の植生概要について、単に「図に示す」だけでなく、もう少し詳しく記述してください、とのことでした。

2点目は、古い時代の5万分の1の植生図を使用しているのは、最新の環境省植生図が未完成のため欠けている部分があるためと思いますが、そのことにつきましても明記してください、とのことでございます。

3点目は、記述に当たっては、第6回、7回の植生図を基準にしてください、とのことでございます。

4点目は、78ページにつきまして、植生自然度の記述についてなのですが、  
「対象事業実施区域内には、植生自然度10及び9の植生群落が分布している」とありますが、植生の質としてのそれらの自然度階級のランクとそれらに対応する植生単位について簡潔に触れてください、とのことでございます。

5点目は、表3.1-35の植生自然度の区分基準には示されていますが、文章で示すことが重要だと思います、とのことでございます。

6点目は、方法書81ページから82ページの植生自然度図において、環境省植生図の各図幅に植生自然度図は作成されているわけではありませんので、図のキャプションに、出典の現存植生図から転化して作成したことを加えてください、とのことでございます。

7点目は、植生自然度は数字の大きい方が、自然度が高いので、凡例は植生自然度10を上にして並べた方がよいと思います、とのことでございます。

8点目は、82ページのキャプションが「現存植生図」となっておりますので、修正願います。

最後に、92ページ、重要な植物群落についてですが、植生自然度図には、植生自然度10が示されておりますので、これについても明記し、御配慮願います、とのことでございます。以上、よろしく願いいたします。

○顧問　　そのほかいかがでしょうか。クマタカを最終的に予測評価の対象にするのですよね。

○事業者　　今のところ得られている情報から、クマタカを選定する予定でおります。

○顧問 Q59にも書いていますけれども、営巣地解析とか営巣中心域の解析をしっかりとやってください。

○事業者 承知しました。

○顧問 それから、4基なので、対象事業実施区域の中でクマタカがどこに営巣して、どこを中心に生息域にしているのかにもよるのですけれども、風車ができることによって、ほかの事業者の案件でも、風車の周りはほとんど飛んでいないという実態があります。そのときに、4基の配置の状況にもよるのですけれども、対象事業実施区域の中をかなり高頻度に飛翔しているというような状況になったときに、風車ができると飛ばなくなる可能性もあるので、そのときの保全措置をどう考えるかというのは、やはり準備書の段階では意見を求められると思いますので、今のうちから考え方を整理しておいた方がいいかと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 承知しました。

○顧問 そのほかよろしいでしょうか。よろしければ、知事意見等を参考にさせていただいて、できるだけ対応していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それでは、一通り意見が出たということで、準備書に向けて準備を進めていただきたいと思います。

農地法のところで地元自治体との協議とかが済まないと計画が先へ進められないと思いますので、その辺も早急に詰めていただいて、計画を煮詰めるようにしていただきたいと思います。準備書では、ある程度改変区域、配置図、改変の程度のようなもの、大体全てのものが網羅的に情報として出せるような状況にさせていただきたいと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 よろしくお願ひします。それでは、事務局にお返しします。

○経済産業省 本日いただきました御意見につきましては、今後、事業者の方で準備書に是非生かしていただきたいと思います。また、当方も、本日いただいた御意見、それから知事意見を踏まえまして、方法書に対する大臣勧告をしっかりとつくっていきたくと思いますので、その旨、事業者の方にまたお伝えさせていただきたいと思います。

では、これにて本日のENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメント株式会社（仮称）山形尾花沢風力発電事業方法書の審査の方を終わらせていただきます。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486